

文 論 業 卒

保護觀察に関する一考察

新制七回生

田 島 郁 子
森 田 珠 代

保護觀察制度の概要

序

私達が保護觀察の研究をとりあげた理由は、保護觀察の方法が、世界各国の刑事政策の現在の共通した考え方になつており、犯罪者の更生には自由刑の回避の傾向がみられ、予後の補導が最も重要な問題と思われるからである。

研究内容としては、保護觀察制度と問題点、保護觀察の将来を今までの研究より考察し、次に私達が青少年問題に興味をもつてゐるので、東京都北区の保護觀察の現況を一号觀察（家庭裁判所よりの保護觀察処分）、二号觀察（少年院よりの仮退院）の対象者についてのみ実態調査し、三号觀察（仮出獄者）、四号觀察（執行猶予者）は除外した。

北区選定の理由は、犯罪少年が同年令層人口中筆頭の区であり、悪質な少年犯罪が多い等色々な意味で問題のある区であり、保護觀察の実体が他の区より印象的に把握されるのではないかと思つたからである。

明らかに保護事業施設とみられるものに、松平定信が一七九〇年に設けた石川島人足寄場がある。この寄場は明治政府になつてから石川島監獄と東京都養老院に二分した。

明治一五年施行の改正監獄則は、別房留置制度を定めて満期釈放者のための公営の保護を始めた。明治二二年この制度の廃止後は、出獄人保護事業は民間事業にたよる事となり、各地で行なわれた。

明治四一年仮出獄取締細則によつて、仮出獄者は帰住地の警察官署の監督を受け、執行猶予者に対しては、検事が犯人の氏名等を警察官署に通知することになつた。

大正二年各団体の連絡統一をはかるため、監獄協會に中央保護会を設置した。

大正一三年刑事訴訟法の実施によつて増加した起訴猶予者及び微罪釈放者のうち再犯の可能性あるものに対し、検事局、警察署

卒業論文

が保護を与えるため団体に引渡した。

保護観察と云う言葉を最初に用いた立法として思想犯保護観察法（昭和十一年）があり、治安維持法の罪を犯した者で保護観察審査会の決議によつたものが、保護観察に付された。思想犯保護観察法は、昭和二〇年治安維持法と共に廃止となつた。

司法省は一般保護観察制度の意図を有していたが、財政的事情から民間に於ける司法保護事業の整備拡張を図ることとなり、司法保護事業法（昭和十四年）が制定された。この結果我国の保護事業は一躍進をえた。政府は同法によつて対象者やその保護の方法を明確に定め、司法保護団体に對し助成の規定を設けた。又司法保護委員制度は、實質的な保護観察の先駆的存在であつた。

少年については、旧刑法は刑事責任のない少年について懲治場を設け、監獄則はこれを監獄の一種とした。

明治三十三年感化院法が施行され、感化院を府県は置かねばならないとした。昭和八年同法に代つて少年教護法が施行された。

大正一二年から旧少年法が施行され、少年審判所、矯正院が設置せられ、観察の制度を布き、その機関として少年保護司が置かれた。この法により、實質上今日の保護観察を採用していたわけである。

以上によつて犯罪者保護のため独自の努力が続けて來られたこと、現在みる保護観察制度はプロベーション・パロールと云う様な外国から直輸入されたものではないと云う事を知つた。

昭和二四年保護観察法とも云うべき犯罪者予防更生法が制定された。

新制度定立の理由は、一つにはこの法以前の監督は、監督より

むしろ犯罪捜査の面に利用されるため、かえつて本人の更生を妨げる様な事が度々あつた。又戦後の經濟事情の悪化によつて保護団体による保護が不充分となり、刑務所その他の矯正施設は、極度の過剰拘禁状態におかれた。設備を整える事は國家財政の許さないところであり、かつまた当をえた措置ではなかつた。すなわち刑務所、矯正施設等では衣食住がすべて受動的に与えられ、自己の生活に對する積極的な活動意識が十分訓練されない。ここで現実刑を科さず、社会生活裡に於てその生活に適應させる保護観察の方法が、本人の改善のため不可欠の手段となつて來たわけである。この事は世界各國の共通した考え方になつてきてゐる。

更生保護、すなわち犯人を自由社会に於て更生させるには、広い意味の有権的保護（犯罪者予防更生法の保護観察）と狭い意味の任意的保護（更生緊急保護法第四条…「本人の申出があつた場合」）とがある。従つて保護観察は本人と國家との間に特別な權力關係が存在するところに特徴がある。

更生保護に関する重要な法律を制定順にあげ特徴を記述するなら、恩赦法が昭和二二年制定され個別恩赦の途をひろげた。保護観察所長は本人の出願をうけて、又は職権で、中央更生保護審査會に恩赦の上申をする事が出来るのである。

次に犯罪者予防更生法が昭和二四年施行され戦後における更生保護の中軸となつた。同法は少年法における観察を保護観察におきかえ、成人の仮釈放者にまで広げた。

次に更生緊急保護法が昭和二五年施行され、任意的更生保護を規定し、司法保護事業法に代るものとして制定された。

次に執行猶予者保護観察法が昭和二九年に制定された。執行猶

卒 業 論 文

予者を保護観察に付することは刑を重くすることになるという懸念と、財政上の負担を増すという事情とが、この実現を阻んでいたわけである。

少年については新少年法が昭和二四年より実施せられ、保護処分は家庭裁判所が当ることになった。

保護観察を行う組織について述べるなら、更生保護の機関に法務省保護局があり、又中央更生保護審査会、地方更生保護委員会がこれに関連しており、更生保護の前線における実行機関として各府県に保護観察所が設置されている。又保護観察は民間篤志家たる保護司に委嘱して行なわれている。

保護観察の現況

保護観察の現況について、まず日本の保護観察に対する予算の面からみていくことにする。第一表によると、日本の保護観察に対する予算額は、昭和二五年に約二億七千万円であつたが、昭和三一年には五億九千万円ほどにはね上り、二倍以上になつていゝる。この事は保護観察制度が昭和二四年に実施されて間もない為予算の面でも進展がみられるとは云え、やはり保護観察制度の効果の面も考える必要がある。

保護観察官についても、その定員が昭和二五年には三九一人であつたものが、昭和三一年には五五九名になり、約一・四倍の増加をみせている。

保護司については、昭和二五年に四三、五六三人であり昭和三一年に四七、〇〇六人でさして変化のないのは、保護司には予算としてさしてかからない事、又司法保護事業法における司法保護

委員や、旧少年法における囑託保護司等がすぐ代る事が出来たと云う事によるであらう。

(31.12)

第一表 予算・保護観察官・保護司数の推移
法務省保護局総務課

	予 算 額	保護観察官定員	保護司数
昭和25年度	270,967千円	391人	43,563人
26年度	358,306	491	47,349
27年度	428,407	466	46,614
28年度	578,908	559	47,106
29年度	585,013	559	46,859
30年度	578,067	559	47,006
31年度	593,947	559	

第二表
保護観察の期間

更生保護関係 統計図説	1号	2号	平均
	2年7月	1年5月	1年11月
	3号	7月	
	4号	3年1月	

(昭和30.11)

間が七カ月で一番短く、四号観察の期間が一番長く三年一カ月である。これは刑の執行猶予の期間が一般に長いので保護

一号から四号まで各々の保護観察期間について、昭和二七年から昭和二九年までの間(四号観察のみ昭和二七年から昭和二八年までの間)に保護観察を終了した者について、その実施した保護観察の期間を平均したものを第二表でみるなら、三号観察の保護観察期間が七カ月で一番短く、四号観察の期間が一番長く三年一カ月である。これは刑の執行猶予の期間が一般に長いので保護

観察期間も長くなるのであろう。金保護観察の平均は一年十一月である。

第三表

年末現在事件（更生保護関係統計図説、昭和30年11月）

	昭和24年	25年	26年	27年	28年	29年
総数	44,038	60,740	77,187	82,552	75,026	72,463
1号	15,031	24,230	40,630	51,301	47,343	43,521
2号	1,211	4,056	8,422	12,736	12,094	11,561
3号	26,059	31,002	27,246	18,242	15,396	15,012
4号	1,755	1,452	889	273	193	2,369

第三表の年末現在事件では二七年まで増加の傾向にあり以後減少している。終戦後の犯罪の増加、二四・五年以後の減少に少しおくれた現象としてみとめられる。

昭和三〇年六月末日現在保護観察中のものは七〇、三六二人であるが、保護司は四一、一五九人で一人当り対象者が一・七人である。

主任官は四六一人で一人当り対象者は一五三人であり、保護司に対する対象者数は妥当なものとしても、主任官には非常に過重な労働を強要して居り、対象者を単に事務的にしか処理出来ない結果となるであろう。

保護観察の問題点と将来

保護観察は自由刑の回避と専門家の監督者による指導監督と云

う二つの基盤の上に成り立っていると云われるが、まずこの点から考えていこうと思う。自由刑の回避については犯罪者を刑務所又は矯正施設に閉じこめる刑罰の効果について、二〇世紀以来期待がうすれて来、その実用性に疑惑がもたれて来た。このことは特に短期自由刑に於て著しいものがあつた。そのため施設の運営そのものが内部に於てその機能を改善していかねばならないと同時に、自由刑に代えてこれと機能に於て等しい制度が必要とされるわけであるが、自由刑回避の傾向は一般的のものであるとしても代替物を求める熱意は同程度ではない。日本の場合、前にも述べた様に、独自の発達を示し、戦後自由刑の回避と専門家の監督者による指導監督は急激な発展を示している。

犯罪に対しては元来一般にその監督方法は素人療法的に行なわれたが、それに対する反省が実証諸科学の発達と共に行なわれて来た。すなわち指導監督をするものは、医学、心理学、社会学など広い教養、特に人間に関する学問を身につけていなければならぬ。現在の日本では専門の監督者による指導監督は何か刑事学一辺倒的な考え方があり徐々に反省されて来ているとは云えまだ根深い様に思われる。ここでソーシアル・ケース・ワークについてより関心がはらわれねばならない。

保護観察に於けるケース・ワークは人間関係が基本であることと、権力組織におけるケース・ワークであると云う矛盾を持つている。現在権力的面を強くおし出す面接が少なからずある様であるが、権力をあまり表示しない事が望まれる。

一九五〇年のアメリカのプロベーション・オフィサー一人当りの負担量は九八人と云われ、各自が自動車を持つていてこの様な

文 論 業 卒

数であるのと比較して、我国では保護司がいかにかースに当つていゝるとは云え、保護観察官一人平均一五三件の要保護事件と、約五〇件の環境調査調整事件を持つてゐることが如何に過重であるか分る。金匱わずか七百人余の保護観察官が常に厩大な事務量に圧倒される危懼が大きいのみならず、学識経験もまちまちであり、その任補の方法も安定性を欠いている。従つて保護観察官の質の向上と大増員は非常に望まれてゐる。よりよきケース・ワークのためせめて地区担当官一人に一人の事務員を置く事が望まれる。

保護司については、保護司研修がより充実して行なわれるべきである。現在の保護司に対する研修予算はあまりにも小額である。又保護司実費弁償金が非常に僅少な事実からも分る様に常に経費の問題で行きつまりを感じてゐる様である。又地区保護司会の即時法制化と国家予算の配分が望まれる。保護司会についての法的基礎が確立していない故に国がそれに対しての保護育成の態度を執る途が金くふさがれてゐるとも云える。

昭和三年の東京管下更生保護会実態調査によると補助金及び委託費は、総額の約二〇%に過ぎず極めて少なく、経営者負担金、作業利益金、特志者寄附金及び借入金等運営費不足額の補填には経営者の並々ならぬ苦勞がうかがわれる。困難な運営資金操作のしわよせは、自然職員給与の犠牲において賄われている。この様な問題はゆるがせに出来ないと思ふ。

少年の対象者について保護司に協力してその更生をはかるものとして、昭和三年から始まつたB・B・S運動(Big Brothers and Sisters Movement)がある。会員が若いので未成熟

な点が多いであろうが対象者の真の相談相手になれる点が対象者から求められると思ふ。結局B・B・S会員の素質と努力にかかつてゐると思われる。

又保護観察に必要な社会資源、すなわち、生活保護法の適用の円滑化、公共職業安定所よりの協力、協力雇用主の開拓、対象者のための里親、職親制度を設けること、職業補導のための専門の施設、就職の際の信用保障と就職後の損害補償の途の確立、生業資金等の更生資金の給与又は貸与出来る様にする事等望まれる事は多いのである。

又保護観察所の機構の拡充強化、すなわち職員を増員、鑑別機構、医務室設置、地区担当官の駐在制等望まれる。

次に社会の協力態勢の問題を述べると、法務省保護局が犯罪及び犯罪に対する社会感情並びに更生保護事業に対する理解の程度を三一年七月に世論調査したものとすると、制度として保護観察が行なわれている事を知つてゐるものは、一〇%にすぎなかつた。この様に一般にあまり知られてゐないのは保護観察制度が新しく又、保護観察が犯罪者又は、犯罪の慮れのある人々を相手にして行なわれるので目立たない性格を持つてゐるためである。前記保護局の調査で、保護観察制度に賛意を表してゐる人が七二%もあり、この点からも家庭・学校・職場共に対象者を更生させるための協力がせひとも必要である。

本調査について

一 調査地域

北区(注、理由は序の所で述べた。)

二 調査対象と方法

- (1) 一、二号観察にある者全員、二一五名とす。
- (2) 調査は、右記の者の保護司に委嘱す。
- (3) 調査表は、A表、B表とし、A表は我々が、少年調査表から、B表は、保護司が各々調査す。

三 調査結果

- (1) 本調査のA、Bともの回答率、四八%、一〇三例。
- (2) ここには、調査結果中、非行、職業、交友、家族関係ととりあげ、保護前と保護後の経過を見る。

四 調査の結論

少年の非行

少年の最も多く犯している非行は、A表の結果(第一表)窃盗であり、五一、五% (五三例)であつた。

学歴と職業

丁度、この調査の対象となつた少年は、小学校、中学校、高等学校、大学のいずれかに属する少年の年令層である。そこで、第一に、学校と少年の関係をみることにする。

(1) 学歴

第三表はA表より集計したもので、本調査の非行少年が、どの段階までの学校に属したことがあるかを調べたものである。

これによると、中学校までの段階に属したものが最も多く、六〇・六% (五九例)である。この各学校段階に属したといふことは、必ずしも卒業を含むものでない。

第一表

名	人数	%
1 盗	53	51.5
2 強	8	7.7
3 詐	8	7.7
4 暴	6	5.8
5 他	15	14.5
6 の	7	7.0
7 そ	6	5.8
計	103	100

めていることである。すると、これらの少年、即ち、非行少年と学校中退者との間に深い関係があるとみえる。そこで、これらの少年の学校の中退理由を見ることにする。

第四表(B表より)は、これらの少年の中退理由を示したものである。この表で中退理由を見ると貧困の為と云うより、少年自身の問題により中退が多い割合を占めていることは注意すべきことである。

「学校が嫌いだ。」との理由は必ずしも非行少年自身の知能が一般より比較して、劣っているからとは言えない。この調査対象となつた非行少年の平均知能指数(A表より)は、九〇をやや上まわるものであつた。「学校が嫌い。」と云うことは、本人自身の問題と共に、これらの少年を囲む環境にもある。(注、環境については後に家庭環境として述べる。)

ところで、第三表(A表より)をみて驚くことは、どの学校段階に於いても、本調査の非行少年には、中退者が非常に多い率を占

卒 業 論 文

第二表

学校別 段階別	小学校		中学校		高等学校		大 学	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1 在 学	1		1	0.8	1	6	2	100
2 中 退	2	67	9	7.2	11	64	0	0
3 卒 業	1	33	45	8.2	5	30	0	0
計	3	100	55	100.0	17	100	2	100

である。
 ここ二、三年の新聞は、中・高等学校卒業生の就職率は一〇〇%と報道している。ところが、この調査対象の非行少年には退学者、無職が多い。この事は、退学者と無職者との間係を示す一つの要因となつている。又、就職しているものの職業を見るなら、肉体的労働に従事しているものが多く、精神的労働に従事しているのが少ない。

第三表

学 歴 別	人数	%
1 小学校	3	3.6
2 中学校	59	60.6
3 高等学校	20	20.2
4 大 学	3	3.6
計	81	100.0

(2)、非行当時の少年の職業
 第五表(A表より)は、少年の非行当時の職業を示したものである。無職の中には、少年が非行当時学生であつたものは除外されている。
 この表によると少年の非行当時は、無職の者が、その非行少年中の約過半数、五五% (四〇例) を占めていたこと

第四表

中 退 理 由 別	人数	%
1 怠学が統	7	20
2 学校が嫌	10	30
3 貧困で家の手	5	14
4 その他家の事情	3	7
5 不良化	6	17
6 転居	2	6
7 病 気	1	3
8 家 出	1	3
計	35	100

(3)、保護観察後の職業
 第六表(B表)は、現在の保護観察に於ける非行少年の職業状態を示したものである。

第五表

犯罪時の職業	人数	%
1 製造業	14	19
2 サービス業	10	13
3 運輸通信	6	8
4 農林水産漁業	2	2
5 卸売小売金融	2	2
6 その他	8	11
7 無	40	55
計	72	100

が非常に減少したのに対し、製造業が、三三% (二五例)、サービス業が、二〇% (一五例) と非行当時の、各一九% (一四例)、

この表と、非行当時の少年の職業とを比較してみると無職の占める率が、五五% (四〇例) より、わずかの五% (四例) に減少していることである。

この理由は、第七表(B表)が示すように非行少年の血縁関係者を初め、保護司の力に依るところが大きい。特に、非行少年の家族による就職斡旋は、保護司の家庭調整によるところの結果であると言える。(注、家庭環境でその理由述べらる。このように無職

卒 業 論 文

第七表

就 職 者	族 人	安 戚	親 戚	保 護 司 他	計	%
1	21	32				
2	19	28				
3	9	13				
4	7	10				
5	2	4				
6	9	13				
計					67	100

第九表（B表より）は、保護司から見えて将来更生可能と思われる

保護司から見ての良い仲間、悪い仲間を持つ者の数は、第八表（B表より）のようである。なお、友人の無いと答えた者が、三五％（二一例）あつたことは注意すべきことである。

第六表

保護観察後の少年の職業	人数	%
1 製造業	25	33
2 サービス業	15	20
3 運輸通信	9	12
4 卸売小売金融	6	8
5 建築業	4	5
6 内職	1	1
7 その他	12	16
8 無職	4	5
計	76	100

一三％（二一例）と比較すると非常に増加したことになる。これは、無職の非行少年が職業に従事したことをものがたる。ただ変らぬことは、非行当時も、保護観察後も、これらの少年の就職は、肉体的労働が多く精神的労働関係従事者が少ないと云うことである。

交友関係

個人の行動を強く規定するものに交友関係があることは幾多の研究によつて明らかになつてきているので、この調査では、交友関係が非行少年の更生の道にどのような影響があるか見た。

第八表

仲間の有無	人数	%
良い仲間がある	22	36.7
悪い仲間がある	15	25
両方の仲間がある	2	3.3
仲間がない	21	35
計	60	100

る少年、更生不可能と思われれる少年の交友関係を示したものである。これに依ると、良い友人を持つものが更生の見通しが明るく、良い交友のある内の九二％（二五例）で、不良交友のある内の将来更生可能と思われる者の四二％（八例）をはるかにうまわつた率を占めている。また、不良交友があるからとの理由で更生不可能であるとは言えぬこともこの表で示している。

第九表 非行少年の将来更生の見通しとその交友関係について

	不良交友ある	%	良交友ある	%
将来更生可能と思われる者	8	47	25	92
将来更生不可能と思われる者	9	35	2	8
計	17	100	27	100

家庭環境と非行少年

意すべき事を示す。

次に、非行少年の性交関係を見ると、第十表（B表より）のようになる。また、文部省発行の「問題青少年の理解と指導」に依ると、戦後、青少年の性に関する非行が急激に増加したと述べている。この事は、これら少年の性交関係に注

卒 業 論 文

第十表 保護観察中に於ける
非行少年と性交

性交の有無	人数	%
1 性交関係のある者	23	31.5
2 性交関係のない者	50	68.5
計	73	100

第十一表

家庭の生計状態	人数	%
1 裕福	8	8
2 普通	33	32
3 貧困	57	56
4 要保護世帯	4	4
計	102	100

本調査に依る非行少年の家庭の生活状態は、第十一表（B表より）に依り、貧困家庭が最も多く、約五六％（五七例）で、続いて

普通家庭、裕福家庭となつていた。

次に、家庭経済と非行との関係を見ると、第十二表（A、B表）

のようになり、保護観察に附される非行少年は、家庭経済にあまり左右されることなく、裕福、普通、貧困共、共通して窃盗が一番多いことである。

次に、ここで問題となるのは、非行少年の家庭環境、特に、親の愛惜の面である。

非行少年とその親との関係は、実父母のあるものが多く約六〇％（六二例）であつた。次が片親のみの約二五％（二五例）、実父（母）、継母（父）のもの約一〇％（一一例）、その他となつてい

る。又、これらの親の職業は、その子の職業とほぼ一致し肉体的労働に従事する親が約四〇％、無職が約三五％を占めていたことは注意すべきことである。こうした親のその子への態度は、少年の非行当時の親の養育法によつて調べてみると第十三表（B表より）の

第十二表

家庭別 罪名別	裕福な家庭		普通な家庭		貧困な家庭		要保護世帯	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1 窃盗	3	37.5	17	52.9	27	48.2	1	25
2 強盗	1	12.5	1	2.7	7	10.7		
3 詐欺	1	12.5	0	0	5	8.9		
4 暴行	1	12.5	2	5.4	3	6.2	2	50
5 その他（刑法犯）	2	25	5	16.8	8	14.9		
6 ぐ犯			5	16.8	2	4		
7 その他			2	5.4	4	7.1		
計	8	100	32	100	56	100	3	100

ようになる。こうした親子の家庭間の折合は第十四表（B表より）が示すよ

少年の非行当時に於いては、親子の關係が良くいかぬもの四八％（四八例）で良いものの約半数である。これに対し、保護観察が附されると、親子の關係が良いと言ふものが、五九三％（五四例）に増加、反対に折合が悪いというもの一五・五％（一四例）に減少している。

これは保護司がこれらの家庭環境を保護観察官と共に調整するよう努力したためだといえる。

第十四表

家庭間の折合い	保護観察を受ける(た)			
	前	%	後	%
1 良 い	26	26.0	54	59.3
2 や や 良 い	26	26.0	23	25.2
3 悪 い	48	48.0	14	15.5
計	100	100	91	100

第十三表

養 育 法	人 数	%
1 独 裁	2	2
2 厳 格	10	11
3 甘 や か	25	26
4 冷 淡	3	3
5 放 任	18	19
6 偏 愛	6	7
7 普 通	30	32
計	94	100

結 論

現在の保護観察制度が非行少年に、大なる影響を与えていることはこの調査で明らかである。

非行少年は、保護観察により職に就く者が多くなる。この

就職により彼等は、非行当時と非常に変つてくる。就職状況は、八時間(一日)労働が多く、収入月額も戦前の不当な低賃金と異り、その上、雇主が少年の非行を知らぬ場合が多い事は、保護観察制度の方針を反映してると言えよう。

保護観察に附された少年の交友関係を注目すると、健全な仲間に加わる傾向が強く、更生可能なものが多

家庭経済と非行の關係については、裕福な家庭、普通の家庭、貧困家庭、要保護家庭に於ける少年の非行の質が少々異なつているとはいえ、余りその非行は経済と關係がない。

家庭に於ける保護司の保護観察の効果は歴然としている。少年のパーソナリティー、性格形成と密接な關係にある親子間の愛情は、保護観察を受けた後は著しく好転してゐる。

以上の如く、保護観察に附されている少年は、一面、健全な少年と共通、あるいは、近い点を有するが、他面、一般学説にある如き非行少年の特徴をも具備していることを忘れてはならない。ともかく、保護観察に附されている少年は、保護観察によつて、社会環境に順応し得る方向へ進歩しつつある事を知つた。又、それと共に、非行少年の社会的行動の細部にわたり、保護観察を行うものは、注意を払ふ必要があることを指摘しなければならぬ。

ここには保護観察の効果の面をとり上げたが、現行保護観察制度はこうした効果の面だけを有するものでない。この事については、前述「保護観察の現状」で述べた通りである。

×

×

×